

令和7年度
高槻市立第三中学校
いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの判断

いじめ防止対策推進法の定義に基づき判断する。

【いじめの定義】

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※１）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※２）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法 第二条）

（いじめの禁止）

「児童（生徒）は、いじめを行ってはならない」（いじめ防止対策推進法 第四条）

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

ア. いじめの未然防止のために、日頃から深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。

イ. 「いじめは、どの子どもにも、どの学級においても起こり得ることであり、人の命に関わる重大な問題である」ことを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。さらに、いじめの兆候（疑いを含む）に気付いた場合は、他の業務に優先して、生徒一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、直ちに校内の「いじめ不登校対策委員会」に報告するとともに、保護者、地域住民や学校以外の警察、少年サポートセンター、児童相談所などの関係機関と連携を図りつつ、いじめ防止等のための対策を行う。

ウ. 奉仕活動や自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動の充実を図るとともに、道徳科の時間を要とした道徳教育を通して、生徒の豊かな人間性を育む。

エ. 生徒一人ひとりを大切にする意識や日常的な態度が非常に重要であり、日々の言動が児童生徒に大きな影響を持つことを十分に認識しながら、教育活動を行う。

オ. すべての生徒が安心かつ安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

2. いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称

「第三中学校いじめ不登校対策委員会」（以下「対策委員会」という。）

(2) 構成員

校長・教頭・首席・生徒指導主事・学年教員・特別支援教育コーディネーター
児童生徒支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー など

内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

(3) 開催

週 1 回を定例会とし、いじめ（疑いを含む）を把握した際は、緊急開催（原則 2 4 時間以内）とする。

(4) いじめ不登校対策委員会の役割

① 未然防止

- いじめの未然防止ため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

② 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける
- いじめの早期発見・事案対処ため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、他の業務に優先して緊急の対策会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- いじめの被害生徒に対する支援・加指導體制・対応方針の決定と保護者との連携といった対策を組織的に実施する

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実行）

※ 学校いじめ事案の対応フローは P. 13 を参照

3. いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもおこりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

(全ての生徒への指導)

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底する。
いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒に持たせる。
- ② 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、学校におけるすべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に努める。
- ③ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、「特別の教科 道徳」の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、読書活動や、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ④ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒がいじめを自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないよう、自主的にいじめの問題について考え議論する機会をつくる。

(いじめを許さない学級経営)

- ① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。
また、教師の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身が生徒を他の生徒によるいじめを助長したりするような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけでも班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

(特に配慮を要する生徒への支援)

下記の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ア. 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- イ. 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツを持つ生徒
- ウ. 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- エ. 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

<具体的な取組>

- ア. 学級や学校における生活上の諸問題の解決【特別活動】
「学級や学校における生活をよりよくするための課題を見い出し、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。」
- イ. 研究部を中心とした授業づくり【各教科】
- ウ. 規範意識の醸成【道德教育】
「他者への思いやりや信頼関係を築きつつ、集団として高めあうことができる生徒を育成する」
- エ. 生徒会活動の活性化【生徒会・委員会活動】
「自分たちの生活を豊かにしていこうとする自主性を持った実践力のある生徒を育てる」
- オ. 体験活動の充実【総合的な学習の時間など】
「自分で課題を見つけ、情報収集・調査研究・体験・発表等の学習を通して、自ら主体的・創造的に取り組む態度を育て、自らの生き方を考える。」
- カ. いじめ対応マニュアル（府教育庁作成）の活用
- キ. インターネット等を通じて行われるいじめに対する学習
 - ・ 生徒への情報モラル教育の充実
 - 5月「情報モラル教育講座」実施予定
 - 10月「薬物乱用・犯罪非行防止教室」実施予定
 - 適宜「生活便り」配布（全生徒対象）
 - ・ 保護者啓発の充実
 - 適宜「生活便り」配布（全生徒対象）
- ク. 犯罪非行防止教室など
- ケ. いじめ防止等に関する年間計画の作成 → P. 11 を参照。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

(問題兆候の把握等)

- ① 日常の観察により生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査(年3回)や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ② 生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ③ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめ(疑いを含む)を把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子ども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

(全ての生徒への指導)

- ① いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめられている生徒が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教師、親に必ず相談するよう伝える。
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』など校内外の相談窓口を周知する。

(実践的な校内研修の実施)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるよう、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を年1回以上実施する。

＜具体的な取組＞

ア. いじめ調査アンケートの実施

- ・生活アンケート及び意識調査（年３回）

イ. いじめ相談体制

- ・教育相談週間（１１月）
- ・二者懇談の実施（４月）
- ・三者懇談の実施（１２月）
- ・スクールカウンセラー（毎週木曜日・別途緊急派遣体制有）
- ・他の教育相談窓口の周知
（教育センターの教育相談、はにたんの子どもいじめ１１０番）

ウ. 校内研修

- ・生徒指導校内研修
- ・校内いじめ対策研修

エ. その他

- ・班ノートや学級日誌、連絡帳など

(3) いじめへの対処

→【※いじめ事案の対応フローはP. 13を参照】

(組織的な対応)

- ① 生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談、またアンケート調査にいじめの申告等があった場合には、教職員は他の業務に優先して、情報を速やかに「学校いじめ不登校対策委員会」に報告し、組織的な対応を行う。
- ② いじめの問題については、その件数よりも生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ不登校対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ③ 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- ④ 校長、教頭、首席、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学年主任や学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

(いじめる生徒の指導)

- ① いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う生徒に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめを行う生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ⑤ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑥ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりしていく。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携を積極的に図っていく。

- ⑦ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

(事実関係の究明)

- ① いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの生徒からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあったりすることを理由に、必要な対応を欠くこととがないよう努める。

(いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応)

- ① いじめを受けた生徒から個別に事実関係の聴取を行い、その際には、いじめを受けた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- ③ 教育支援ルーム等の教育相談室を設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫したりするなど、生徒にとって相談しやすい環境を整える。
- ④ いじめを受けた生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。
- ⑤ いじめを受けた生徒又はいじめる生徒のグループ替えや座席替え、さらに次年度の学級替えを行う際に生徒の立場に立った配慮なども検討する。
- ⑥ いじめを受けた生徒には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について、教育委員会に意見具申を行う。この場合、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業作りを進めるとともに、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。
- ② いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(5) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫する。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関して、学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。
- ④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。
- ⑤ いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ⑥ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』など校内外の相談窓口を周知するなど、幅広い相談体制を構築する。

※P. 12の相談窓口

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(7) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア. 重大事態（疑いを含める）が発生した旨を、市教育委員会にすみやかに報告する。
- イ. 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ. 市教育委員会と協議の上、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ防止等に関する年間計画

	生徒会	特別活動	道徳教育	総合学習など	アンケート 教育相談	研修	いじめ防止等
4 月	対面式 生徒会 OR クラブ MT 挨拶運動	学年集会 自己紹介 人間関係 TR	目標をもって きまりの意義		二者懇談	校内研修 (生徒指導) (特別支援)	いじめ不登校対策委員会
5 月	一斉委員会	情報教育	集団生活の向上 優しい心 愛校心			校内研修 (生徒指導) (特別支援)	いじめ不登校対策委員会 学校評議員会
6 月		校外学習	集団生活の向上 優しい心 愛校心		意識調査		いじめ不登校対策委員会 小中連絡会 アンケート分析
7 月		学年集会	国民としての自覚 家族愛 生命の尊さ	高校出前授業	三者懇談		いじめ不登校対策委員会 旧学期末集約
8 月			強く生き抜く 適切な言葉			校内研 (生徒指導)	いじめ不登校対策委員会
9 月			規範意識 健康の増進 公德心を発揮して				いじめ不登校対策委員会
10 月	一斉委員会	体育祭	郷土を愛する心 理想の実現 国際理解 自然を愛する心	職業体験	意識調査 授業アンケート		いじめ不登校対策委員会 アンケート分析 生徒指導ヒアリング
11 月	生徒総会	犯罪非行 防止教室	自然とともに生きる 自己の向上 真の友情		教育相談	公開授業	いじめ不登校対策委員会
12 月			勤労の尊さ 公平・公正 誠実な行動と責任		三者懇談		いじめ不登校対策委員会 旧学期末集約
1 月			いじめを許さぬ強さ 差別・偏見のない社会へ 友情・信頼	進路学習			いじめ不登校対策委員会
2 月			きまりの意義 勤労の尊さ 謙虚	進路学習	意識調査		いじめ不登校対策委員会 アンケート分析
3 月	生徒総会	学年集会	生命の尊厳 きまりの意義	進路学習		校内研 (総括)	いじめ不登校対策委員会 年度末総括 生徒指導ヒアリング

<高槻市の相談窓口>

- 『はにたんの子どもいじめ110番』

- 高槻市教育センター

『電話教育相談』 072-673-0783

*12:30~16:30 月~金曜日(祝日を除く)

『面接相談』 072-675-0398

*予約の受付 10:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)



<大阪府の相談窓口>

- 『すこやか教育相談24』

0120-0-78310 (※平成28年4月1日より番号が変更されています。)

*24時間対応の電話相談窓口です。

*IP電話からはかかりません。

- 大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン(子どもからの相談)

06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン(保護者からの相談)

06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

しなやかホットライン(教職員からの相談)

06-6607-7363 Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

*電話相談 月曜日~金曜日 9:30~17:30 (祝日・年末年始は休み)

*Eメール相談 24時間受付(回答は後日になります)

*FAX相談 FAX番号(06-6607-9826)

- 被害者救済システム『子ども家庭相談室』

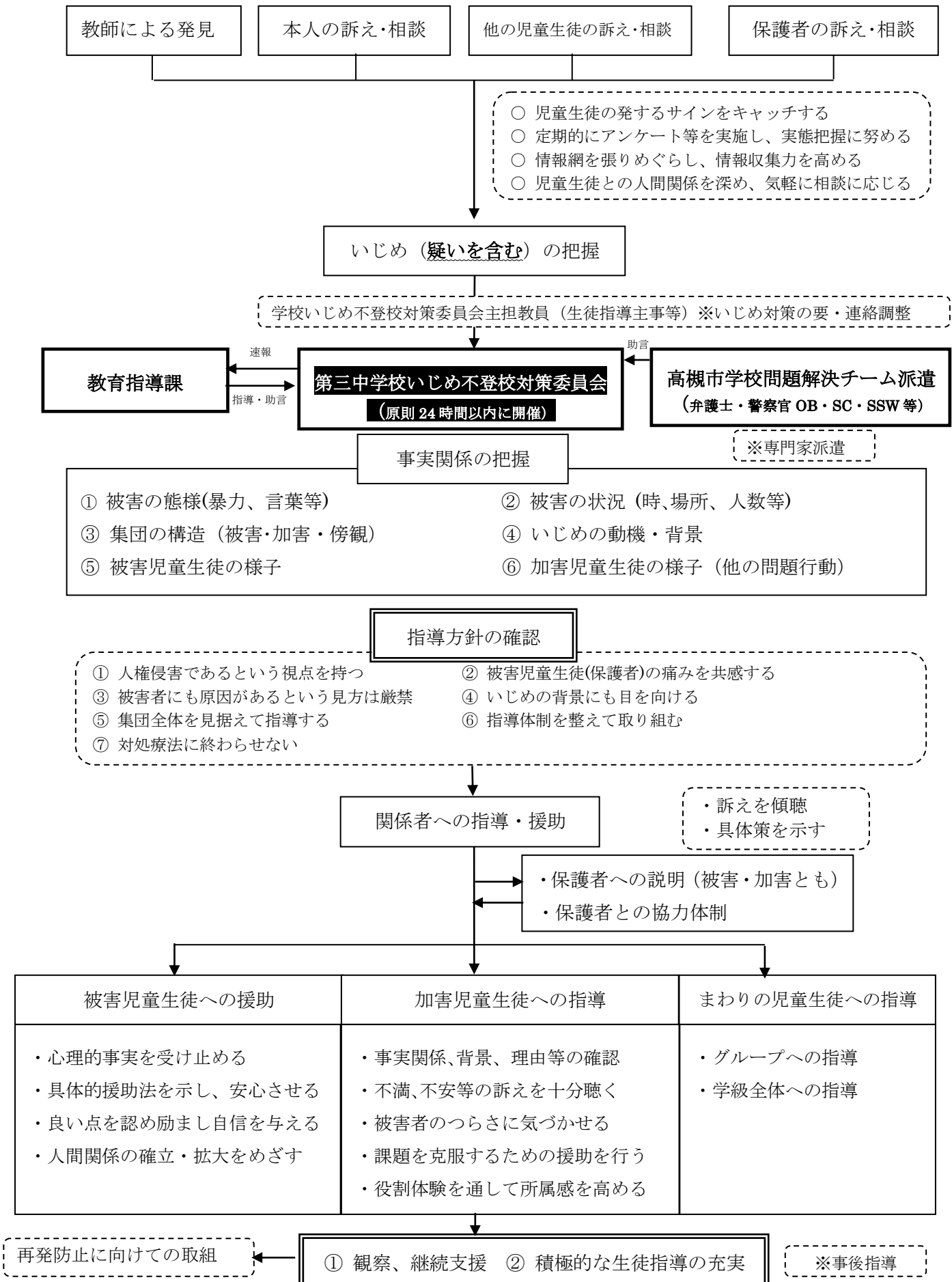
0120-928-704 (無料電話 18歳未満のみの対応)

06-4394-8754 (保護者等)

*大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。

*10:00~20:00 月・火・木曜日(祝日・休日は除く)

学校いじめ事案対応フロー図



意識調査の実施について

【意識調査の特徴】

- 日々の学校生活で生徒が感じている思いを尋ねることで、学級や生徒の心情の変化に気づき、生徒の不安や悩みを早期に発見できる。
- 日々の学校生活全般に関わる質問内容なので、回答しやすい。
- 学校生活全般における児童生徒の状況を把握しやすいため、いじめをはじめ、不登校の早期発見にもつながる。
- 回答をもとに、教員が日々の生活を振り返り、学級の状況について分析する力が育成される。
- 学校経営、学級経営の評価資料として活用できる。

【アンケート調査後の扱い方について（例）】

- ① アンケート回収後、その日のうちに担任は職員室でアンケートの回答内容について確認し、気になる回答については付箋を貼るなどして、学年・生徒指導担当で共有する。
- ② 付箋を貼ったアンケート用紙を、いじめ不登校対策委員会へ提出し、集約してその後の対策について検討する。

【アンケート実施のポイント】

- ・落ち着いて取り組める時間帯を工夫し実施する。
- ・実施時の雰囲気注意到意し、ふざけないで正直に答えてほしいことを伝える。
- ・必ず教員が机間を回って回収し、生徒が回収するのは避ける。
- ・アンケートの回答状況を教職員で情報交換し、その対策について相談し合うことが重要であり、担任一人がアンケート結果を抱え込まないよう留意する。

[illegible]

- 現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の1から4の中から一つずつ選び、その番号のマークをぬりつぶしてください

- 1 あてはまる 2 どちらかといえば、当てはまる
3 どちらかといえば、当てはまらない 4 当てはまらない

ア 学校が楽しい	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
イ みんなで何かをするのは楽しい	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
ウ 授業に主体的に取り組んでいる	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐
エ 授業がよくわかる	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐

- 4月になってから今までに、次のようなことを、この学校の生徒からされたり、反対にこの学校の生徒にしたりしましたか。当てはまるものを右の1から4の中から一つずつ選び、その番号のマークをぬりつぶしてください

- | | | | |
|---|----------------|---|--------------------|
| 1 | まったくなかった | 2 | 今までに2～3回あった（少しあった） |
| 3 | 月に2～3回あった（あった） | 4 | 週に1回以上あった（よくあった） |

オ 叩かれたり、けられたり、強く押されたりした（暴力を受けた）	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
カ 暴力ではないが、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたり	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
キ 叩いたり、けったり、強く押したりした（暴力をふるった）	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
ク 暴力ではないが、いじわるをしったり、イヤな思いをさせたりした	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○

- 学校でいじめやいじめかも知れないことにあったり、見たりはありますか。
あれば書いてください。

--